(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の産業の振興を図るため、市内の事業者が行う自社製品の販路拡大及び新規需要の開拓に係る事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(平成6年市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項 に規定する者をいう。
 - (2) 組合等 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号) 第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合及び市長が認め た団体をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、中小企業者及び組合等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 市内に本店又は生産拠点等を有するもの
 - (2) 市税等の滞納がないこと。
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
 - (4) 寒河江市暴力団排除条例(平成24年市条例第16号)第2条第2号に規

定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質 的に関与していないこと。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次 に定めるとおりとする。
 - (1) 国内において開催される見本市等(オンライン開催を含む。以下同じ。)に 出展する事業。ただし、同一の見本市等に継続して出展する場合の補助回数 は、3回を限度とする。
 - (2) 海外において開催される見本市等に出展する事業。ただし、同一の見本市等に継続して出展する場合の補助回数は、3回を限度とする。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、見本市等に代わり、自社主催で展示会等を開催する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象としない。
 - (1) 消費者を対象とする商品等の販売のみを目的としたもの
 - (2) 複数年度にわたり開催されるもの。ただし、オンライン開催による事業についてはその限りではない。
 - (3) 国内において出展料が10万円未満の見本市等に出展するもの
 - (4) オンライン開催による見本市等において、出展料が5万円未満のもの (補助対象経費)
- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次 に定めるとおりとする。
 - (1) 国内において開催される見本市等に出展する事業 出展料、小間料及び小間装飾に要する経費
 - (2) 海外において開催される見本市等に出展する事業 出展料、小間料、小間 装飾に要する経費、交通費、宿泊費及び輸送費

- (3) 国内において自社主催で展示会等を開催する事業 会場使用料及び会場設営に要する経費
- (4) 海外において自社主催で展示会等を開催する事業 会場使用料及び会場設 営に要する経費、交通費、宿泊費及び輸送費
- (5) オンライン開催による見本市等に出展する事業 出展料及び当該見本市等で使用するコンテンツ作成費
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が国、県、公共団体、業界団体その他 これらに準じる団体から見本市等に出展する事業又は展示会等を開催する事業 に対する補助金等の交付を受けた場合又は交付の決定を受けている場合は、そ の補助金の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)に2分の 1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨 てた額)以内の額とし、10万円を上限とする。ただし、前条第1項第2号又は 第4号に該当する事業(オンラインによる開催を除く。)は、25万円を上限と する。

(補助回数)

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けられる回数は、年度内で1回を限度と する。

(補助金等交付申請書)

- 第8条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 収支予算書(様式第2号)
 - (3) 見本市等又は展示会等の開催概要 (パンフレット等)

- (4) 市税等の納税証明書
- (5) 補助金振込先口座の通帳の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助事業等の変更、中止及び廃止の条件)
- 第9条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、 次に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
 - (2) 補助事業の実施主体又は見本市等若しくは展示会等の開催場所の変更
 - (3) 補助対象経費の20パーセントを超える増減
 - (4) 補助金の額の変更を生じる事業費の増減
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更等について市長の承認 を受けようとするときは、令和4年度寒河江市販路拡大支援事業補助金変更(中 止、廃止)承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて提出しなけれ ばならない。
 - (1) 事業計画書(変更の場合に限る。)
 - (2) 収支計画書(変更の場合に限る。)
 - (3) その他事業の変更、中止及び廃止を説明するための書類
- 3 市長は、前項の規定による承認の申請を受けた場合は、その内容を審査の上、 補助事業の変更、中止及び廃止の承認の可否を決定し、承認するときは、規則 第8条の規定にかかわらず、令和4年度寒河江市販路拡大支援事業補助金変更 (中止、廃止)交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものと する。
- 4 市長は、前項の規定により補助事業の変更、中止及び廃止の承認をするときは、必要な条件を付すことができる。

(補助事業等実績報告書)

- 第10条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業報告書(様式第5号)
 - (2) 収支決算書(様式第6号)
 - (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (4) 出展又は開催状況を確認できる写真等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (帳簿等の保管)
- 第11条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日 が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。 (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。